

危険ドラッグ

菅ゼミナール：中村伸也、百瀬友亮、花見昂*
(代表者氏名末尾に * をつけること)

池袋駅西口付近の路上で車が暴走し7人が死傷した事件はまだ記憶に新しい事件であろう。この事件は時速 30km 近くの速度で車が歩道の歩行者に突っ込んだものであり、運転者が運転前に脱法ハーブを吸引したことが主因とされている。この事件からわかるように、危険ドラッグとは摂取することで正常な思考判断能力を欠如させ、通常では考えられないような行動をとらせる危険な薬物なのだ。このような危険薬物を一般人が手にすることが出来てしまう現状を打開するためには、今の我が国における薬物の実態把握と規制を調査することが重要であると考えられる。

本プレゼンでは、我が国における薬物の実態把握と規制の適正判断を目的として行った調査について記した。

第1章では、危険ドラッグの定義について、指定薬物との違いや入手経路などを記述した。危険ドラッグとは指定薬物と類似した化学物質を混入させたもので、その入手方法はさまざまであり、また名称を変化させているため、誤って手にとってしまい、薬物だとは知らずに使用している事態発生しうるということがわかった。

第2章では、薬物に関する事件例を列挙しその概要を記述している。また、薬物にかかわる検挙数を記すことで、危険ドラッグの危険性と我が国の現状について考察した。近年の検挙数の推移からは事件数も逮捕者も増加しており、平成26年では上半期で128事件検挙されている。そのうち4つの事件では少年が関与していたことや約8割の者が薬物事犯初犯者だということを踏まえると我が国における法規制の穴が見えてきた。

最後に第3章では、危険ドラッグに対する既存の規制とこれからの課題について、前1,2章で述べた内容を踏まえたうえで論じ、本プレゼンの総括とした。